

骨髄移植ドナー助成金制度について

公益財団法人骨髄移植推進財団が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した人に対し、助成金を交付します

1 申請できる方

- ・ 日本骨髄バンク等で骨髄等の提供を完了した方
- ・ 骨髄等の提供時に町内に住所がある方

上記のどちらにも当てはまる方で、提供完了から 90 日以内

※平成 26 年 4 月 1 日以降の骨髄提供より適用

2 助成金の額

ドナーに交付する助成金の額は、1 日につき 2 万円

※通院及び入院、通算 7 日を上限とします。

※通院及び入院の内容は、健康診断や自己血貯血に係る通院、骨髄・末梢血幹細胞の採取など財団が必要と認めるものが対象となります。

3 申請方法

下記書類をそろえて、健康福祉課まで申請してください。

- ・ 皆野町骨髄移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書

(* 健康福祉課窓口で配布しています。)

- ・ 日本骨髄バンク等で発行する、骨髄等の提供のための通院及び入院の日数を
確認できる証明書の原本